

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第4号

### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(イ)を次のように改める。

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第3号イ中「次条第3号」を「第3条第3号」に、「の1歳到達日（」を「が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（」に改める。

第3条第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第5条第1号中「職員が」を「職員が、」に、「若しくは出産したことにより」を「又は出産したことにより、」に、「失い、又は第7条に規定する事由に該当したことにより育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が

次に掲げる場合に該当する」に改め、同号に次のように加える。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第5条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第3第3号」を「第3条第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第7条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第13条第1号中「職員が」を「職員が、」に、「若しくは出産したことにより」を「、又は出産したことにより、」に、「失い、又は第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する」を「失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第5条第1号ア又はイに掲げる場合に該当する」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第16条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第5条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと

第22条第2項中「規定により」を「規定による」に、「特別休暇を」を「特

別休暇又は同条例第12条の2第1項の規定による介護時間を」に、「の時間」  
を「又は当該介護時間を与えられて勤務しない時間」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する条例の  
規定は平成29年4月1日から適用する。